2-1　大学院研究科の使命及び目的・教育目標

Ａ群・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
Ｂ群・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

〔1〕青山学院大学大学院法務研究科設置の趣旨及びその必要性

学校法人青山学院は、青山学院大学大学院法務研究科（以下、本法科大学院という）の設置認可を申請することとした（2003年４月25日理事会承認）。

大学院法学研究科をふくめ、法学部は以下のような経過をたどり今日に至っている。

1959年４月　大学に法学部法律学科を設置
1961年４月　大学院に法学研究科私法専攻・公法専攻修士課程を設置
1963年４月　大学院に法学研究科私法専攻・公法専攻博士課程を設置
　　大学法学部の法律学科を改組し、公法学科・私法学科を設置
2001年４月　大学法学部の公法学科・私法学科を改組し、法学科を設置

法学部設置から47年、修士課程設置から45年、博士課程設置から43年が経過したが、この間、他の学部及び大学院の発展にも裏打ちされた本学全体の社会的評価の上昇に支えられて、法学部及び大学院法学研究科は、極めて数多くの有為の人材を文字通り多種多様な分野に輩出してきた。法曹として活躍する卒業生・修了生にもまた大いに見るべきものがある。とくに、社会的弱者の声を代弁する、あるいは公共訴訟にかかわる、卒業生・修了生である弁護士らの活躍には実に頼もしいものがある。しかし、残念ながら、本学法学部あるいは本学が送り出してきた法曹の数は、決して少なくはないが、極めて多いとはいえない。ちなみに法科大学院設置申請直前までの過去10年間の司法試験合格者数は以下のとおりである。

1993年	７名	1998年	３名
1994年	３名	1999年	７名
1995年	１名	2000年	５名
1996年	１名	2001年	４名
1997年	５名	2002年	７名

もちろん、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする法曹としての活動に形式的な大学別の色分けなどあっていいはずがない。法曹は、それぞれが、多様な人生経験と文化を背景に、法曹倫理を行為規範として活動すること（ローヤリング）が肝要である。そうではあるが、その場合、一定の特色ある大学教育・学部教育（文化）に賛同し、あるいは反発し、それを背負いながら、法曹として活躍することも、十分に許されるところだろう。それは、法曹がなんらかの価値と格闘しながら自己を形成していくことの証しでもある。その限りで、法曹がさまざまな大学の卒業生によって多様に構成されるのも現実的には意味があるだろう。そのことによって、法曹社会にとどまらず日本社会もまた活性化することだろう。

そこで、本学法学部は、かねてより、より多くの法曹を送り出したいものであると考え、そのための方策を講じてきたところである。そして、近年、それをとくに強く意識してきた。本学法学部学生の進路選択意識においては、かってとは様変わりで、法曹志望が明らかに上昇カーブを描いているからである。もちろん、個々の学生の進路希望に応えるという意味だけではない。広い意味の公教育を

になう大学法学部が、基本的人権を擁護し社会正義の実現をめざす、つまり法の支配の実現をめざすことが職業の端的な存在意義である法曹への学生の関心を育み、その前提となる司法試験合格にむけた一定の指導を学生に行うことは社会的な責務であると考えるからである。その場合、日本では、大学法学部が司法試験合格者の一大供給源として機能してきた、そして法学部学生もそのことを意識してきた、という現実的背景がある。しかし、他方、日本では、法学部といっても、学生が多様な問題関心と進路志望をもつことは否めないし、それらに対応する必要もある。そもそも、一般的なイメージまたは思いこみとは別に、法制度的には法学部と司法試験受験資格とは連結していないのだから、当然である。いきおい、学生に対する進路指導等も拡散しがちであった。

そのような状況で､法科大学院構想が急展開してきた｡その法制度については多様な意見があるが、法曹資格取得の前段階として、法曹養成機関、つまり専門的知識修得のために厳しい体系的な訓練をほどこす機関として、法学部とは別に新しく法科大学院制度を創るとすることは、明確で分かりやすい制度である。青山学院は、法の支配の実現につかえる専門職である法曹の養成という社会的な責務を果たす作業に加わることにした。青山学院は、教育の理念と方針を明かにしたうえで、カリキュラム、スタッフ等に特色をもたせ、幅広い年齢と層からの大学院生にあいまみえることができ、ともに議論することができる、そういう法科大学院をめざしている。青山学院は、多様な法科大学院出身者により構成される法曹社会の形成に役立ちたい。

以上により、青山学院は、法科大学院の設置認可申請を行ったところである。

〔2〕教育上の理念

本法科大学院は、教育上の理念を以下に置くものとする。

Ⅰ　キリスト教理念に基づく教育

Ⅱ　真理の探求

Ⅲ　ヒューマニティにあふれ社会的責任を果たせる法曹の養成

Ⅳ　国際的視野をもった法曹の養成

Ⅴ　情報公開と参加

青山学院は、幼稚園、初等部、中等部、高等部、女子短期大学、大学及び大学院を通じ、その「教育方針」を､「青山学院の教育は、キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、神の前に真実に生き、真理を謙虚に追求し、愛と奉仕の精神をもって、すべての人と社会とに対する責任を、進んで果たす人間の形成を目的とする｡」としている。青山学院のスクールモットーは､「地の塩、世の光」である。本法科大学院もまた、理念においてそれを継受する。なによりも人間を愛してほしい、社会的弱者の存在をきちんと受けとめてほしい。基本的人権の擁護に鋭敏であってほしい、そしてその眼差しを地球規模で注いでほしい、それらに強靭な法律専門家であってほしい。本法科大学院はその思いを理念におく。ただし、そのことは、この「教育方針」を制度的に本法科大学院在籍者（以下、院生という）に強制するものではないし、そのようなことがあってはならない。しかし、かかる価値が存在することは認識してほしい、それと相対してほしいと考えている。

法科大学院は一般には司法試験と連結している制度として理解されている。しかし、それは、あくまでも、１つの制度的なステップである。法曹資格をうるための真摯な勉学を通して普遍性ある真理を探求する。本法科大学院はそのことを理念とする。

以上のことは、ヒューマニティにあふれ社会的責任を果たせる、人権の擁護と社会的正義の実現をめざす法曹のありかたにつながる。本法科大学院はそのような法曹の養成を理念とする。

法曹は、地域社会に根ざすとともに、その専門知識に支えられた能力と国際的視野をもって発揮し

なければならない。本法科大学院は、人権の擁護と社会的正義の実現とあわせ、そのような法曹の養成を理念とする。

以上の理念を実現するためには、教育そして諸制度の運営は、もっぱら教員らによるものではなく、院生と職員の参加がなければならない。本法科大学院は、この協同作業を理念とする。なお、情報公開については、社会一般に向け、本法科大学院ホームページにおいて情報をひろく公開するものとする。これは、本法科大学院が社会的存在であることを認識しているからである。

〔3〕本法科大学院が養成する法曹像

本法科大学院が養成する法曹像は次のようになる。

「キリスト教理念に基づき、真理を追求し、ヒューマニティにあふれ、社会的責任を果たすことができる、国際的視野をもった法律専門家を養成するものとする。」

法律知識だけが豊富な法律専門家であってはならない。人間の悩みに謙虚に耳を傾ける、人間味あふれる法律専門家でなければならない。この法曹像の実質は、すでに上記の「教育上の理念」において、述べたところである。同時に、この法曹像は、教育・指導にたずさわる教員それぞれの、専任か兼任かの別は関係なく、課題でもある。

法科大学院は、上記で示した理念、教育方針等に基づき、さまざまな問題をかかえながらも、法曹養成教育を展開し３年目を迎えるにいたっている。これらの理念、教育方針等とその展開については、入学志願者向けのパンフレット及びWebに簡潔に記載するとともに、専門職大学院・法科大学院志望者むけの各種媒体（商業紙・誌）でも明らかにしている。これらが広く社会に浸透中であることは、本法科大学院志望者らの「志願理由書」において具体的な説明をともなった「理念、教育方針に共鳴」との表現が数多く見られること、またこれらは面接における重要な質疑事項になっているが、「志願理由書」と受け答えに齟齬が見られない者が大半であることから明らかである。今後も、これらの理念、教育方針を堅持していく。